



2021年5月28日

各 位

会 社 名 イオンディライト株式会社
 代表取締役社長 濱田 和成
 代表者名 兼社長執行役員
 (コード番号 9787 東証第一部)
 常務執行役員
 お問合せ先 グループ戦略 ESG 統括 佐方 圭二
 (TEL. 03-6840-5712)

支配株主等に関する事項について

当社の支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等（2021年2月28日現在）

名称	属性	議決権所有割合（％）			発行する株券が上場されている 金融商品取引所等
		直接 保有分	合算 対象分	計	
イオン株式会社	親会社	55.28	0.94	56.22	株式会社東京証券取引所 市場第一部

※議決権所有割合は表示単位未満を四捨五入しています。

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、当社株式をイオン株式会社が 27,613 千株（議決権比率 55.28%）を保有しています。当社取締役会は社外取締役 4 名を含む 8 名の取締役で構成されており、独自の経営判断を行うことができる状況にあります。さらに、社外監査役 2 名を選任、うち 1 名及び社外取締役 4 名を独立役員に選任しており、経営判断のより一層の独立性を確保し、事業運営面における経営判断や資金調達等については、当社独自の判断で行っています。

また、当社はイオン株式会社との兼任役員を 1 名受け入れておりますが、当社独自の経営判断を妨げるものではなく、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

なお、イオン株式会社の「上場子会社のガバナンスに関する方針」は以下のとおりです。

「イオンは、『お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する』という基本理念の下に、グループ会社の経営の自主性・独自性を重視し、分権制によるグループ経営を実践することで、グループ全体の企業価値が向上するものと考え、創業以来これを実践してまいりました。

そのような中、親会社である当社は、グループガバナンスの透明性と経営のスピードを高めるため、指名委員会等設置会社へ 2003 年にいち早く移行、さらに特定の事業に偏することなくグループ全体の視点に立った経営を強化すべく 2008 年に純粋持株会社に移行し、グループ全体のシナジーを高めるための経営諸施策を実施しております。

グループ会社のうち、特に事業・地域の特性を踏まえた自律的経営により持続的な成長が促進され、

資本市場からの規律によりその経営の質が向上すると見込まれるものについては上場子会社としております。そして、上場子会社の少数株主保護の観点から、独立社外取締役の選任や独立役員による諮問委員会の設置などを要請しております。」

以上のとおり、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることにより、少数株主の利益につながるものと認識しております。

役員の兼務状況

(2021年5月28日現在)

役職	氏名	親会社等又はそのグループ企業での役職	就任理由
取締役	渡邊 廣之	イオン株式会社 執行役 人事・管理担当兼リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役	会社経営に関わる豊富な経験とリスクマネジメントに関する幅広い見識を当社の経営に反映し強化するため
監査役	西松 正人	イオン株式会社 顧問 イオンモール株式会社 監査役 イオン北海道株式会社 監査役	グループ経営の視点と見識を当社の監査に反映し監督機能を強化するため
監査役	河邊 有二	イオン株式会社 顧問 イオンリテール株式会社 監査役 株式会社ダイエー 監査役 イオンクレジットサービス株式会社 監査役	豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映すると共に、監督機能を強化するため

3. 支配株主等との取引に関する事項

2021年5月20日提出の有価証券報告書100ページ、及び101ページに記載の「関連当事者との取引」をご参照下さい。

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策の履行状況

当社は、イオン株式会社（純粋持株会社）及び同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成される企業グループに属しております。日常の事業運営にあたっては、独自の経営判断に基づき遂行しつつ、事業運営における重要な問題については、イオン株式会社との協議、もしくはイオン株式会社への報告を行っております。イオン株式会社、並びに同グループ企業の成長は当社にとって事業機会の拡大に繋がります。

そのため、当社はイオングループ各社との連携及びシナジーの最大化を図ることが少数株主の利益拡大に資するものと認識しております。当社コーポレートガバナンスガイドライン第9条「株主の利益に反する取引の防止」に基づき、イオン株式会社及び同グループ企業との取引においても、少数株主保護の観点から取引条件の経済合理性を担保すると共に、特に重要な契約については、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定している社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会の決議を経て締結しています。

以上